

利用までの基本的な流れ

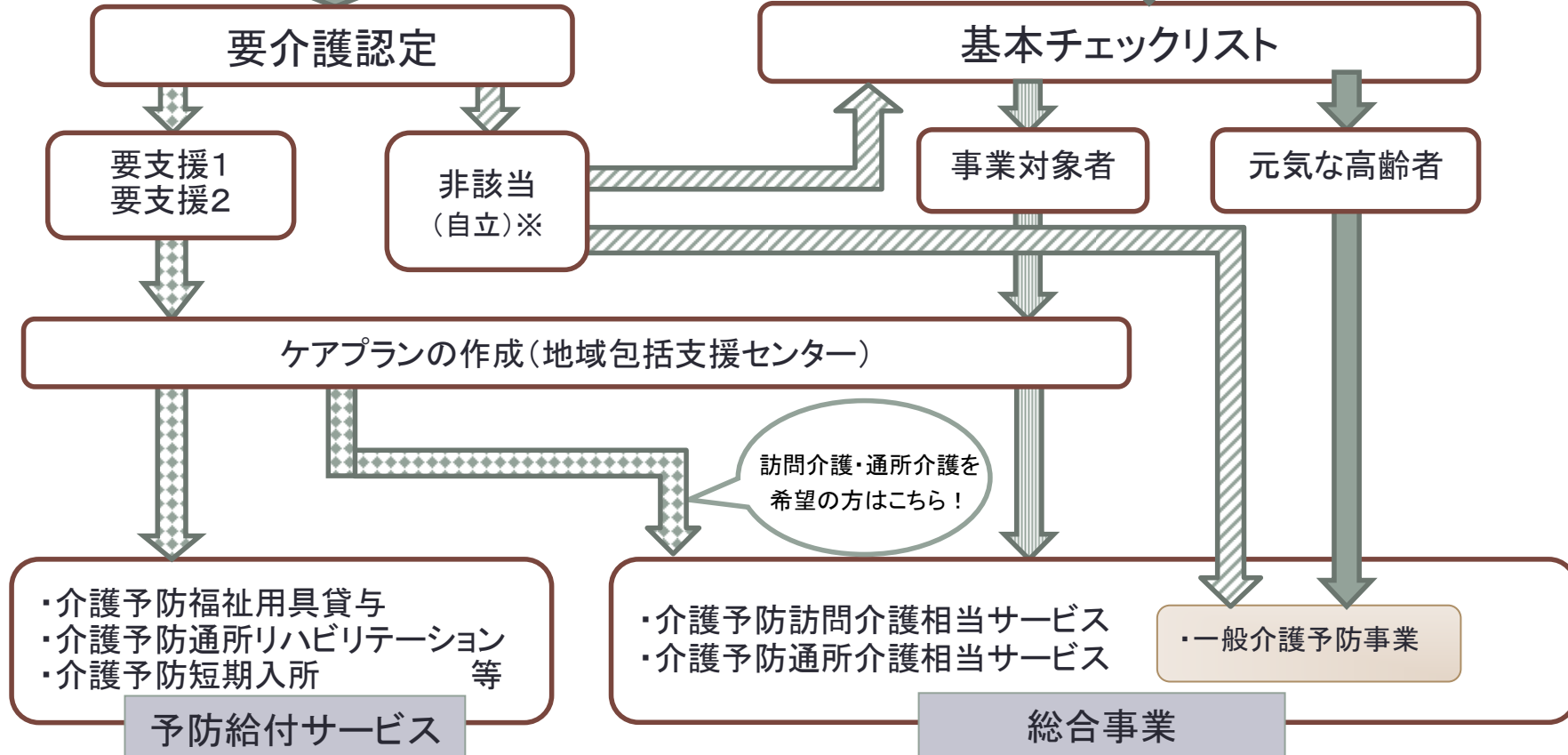
地域包括支援センターまたは市介護保険担当課または担当ケアマネジャーに相談

【要介護認定申請を行うケース】(次のいずれかを満たす)

- 新規でサービスを希望する方
- 状態が不安定または認知症の疑いがある方
- 要支援1の区分支給限度額を超えるサービス利用が見込まれる方
- 訪問・通所以外のサービス利用の予定がある方
- 本人が「認定申請」に同意している方
- 右枠の対象にならない方
- 第2号被保険者(40~64歳)

【基本チェックリストが可能なケース】(次のすべてを満たす)

- 要支援認定または事業対象者認定更新申請者
- 訪問・通所以外のサービス利用の予定がない方
- 比較的状态が安定している方
- 本人が、「基本チェックリスト」の実施に同意している方



※要介護認定申請の結果「非該当」になった場合の対応については、『要介護認定において「非該当」となった場合の対応』をご覧ください。